

「宮原小学校 学校安心ルール」令和7年度

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な 約束ごと	・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する				
第1段階	・授業時間におくれる ・学習用具を用意しようとしてしない	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う、かくす、返さない	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話をする ・授業をぬけだす	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・夜中に歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごとをする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・場合によっては保護者呼出 ・複数の教職員による個別指導 ・場合によっては別室における指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストのじゃまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるときの暴力をふるう	万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと	・家庭連絡 ・保護者呼出 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

※この「学校安心ルール」（宮原小学校）の内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルを本校に応じて作成し運用するものです。

※学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）